

# 青森県報

号外第四号

令和七年  
一月三十一日  
(金曜日)

## 目次

### 選挙管理委員会

○板柳町議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てに係る裁決……………(事務局) ……

## 選挙管理委員会

### 青森県選挙管理委員会告示第十一号

令和六年二月十八日執行の板柳町議会議員一般選挙における当選の効力に関し、北津軽郡板柳町大字福野田字実田七十二番地八、松森俊逸から提起された審査の申立てに対し、次のとおり裁決したので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二百十五条の規定により告示する。

令和七年一月三十一日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

## 裁 決 書

青森県北津軽郡板柳町大字福野田字実田72番地8  
審査申立人 松森 俊逸

審査申立人(以下「申立人」という。)から令和6年6月3日付けで提起された令和6年2月18日執行の板柳町議会議員一般選挙(以下「本件選挙」という。)における当選の効力に関する審査の申立て(以下「本件審査の申立て」という。)について、青森県選挙管理委員会(以下「当委員会」という。)は、以下のとおり裁決する。

## 主 文

本件審査の申立てを棄却する。

### 審査の申立ての要旨及び理由

#### 第1 審査の申立ての要旨

申立人は、本件選挙における当選人工藤大明(以下「当選人」という。)の当選の効力に関する異議の申出(以下「本件異議の申出」という。)について、板柳町選挙管理委員会(以下「町委員会」という。)が行った本件異議の申出を棄却する決定(以下「原決定」という。)を不服として、当委員会に対し、原決定を取り消すとともに、当選人の当選を無効とする裁決を求めた本件審査の申立てを行ったものである。

#### 第2 審査の申立ての理由

その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

##### 1 当選人の父の住居(板柳町)における電気の使用量について

(1) 原決定の結論部分の記載は、当選人が同居していることを認める何らの証拠にならな

い。

(2) 電気使用量では、令和5年12月分比、令和6年1月分が急激に増えており、明らかに居住人数が増えたと考えるのが自然であり、令和6年2月、3月が減っているのは、選挙事務所に行ったことだと解せられる。

##### 2 当選人の父の住居における水道の使用量について

令和5年11月分24㎡に比べ、12月分は1㎡、令和6年1月分は4㎡、2月分は6㎡の増加があり、一般的1坪タイプのバスhtub 250 リットルで換算すると24杯分も増えており、水洗トイレもシャワーもないことを考えれば、居住人数が増えたとは言えない。

##### 3 当選人の父の住居におけるガスの使用量及び灯油の購入量について

ガスは令和5年12月分比、令和6年1月分と2月分が増えており、さらに灯油は令和5年10月分比、令和5年12月分、令和6年1月分が増大しているのは、いずれも居住人数が増えたと考えるのが自然である。

##### 4 ATMの利用場所について

職場が基本的に板柳町の父の住居及び三千石(板柳町)の作業場であるということから、このことが板柳町に居住していることにはならない。

5 車の給油場所及び回数について

(1) 営業使用車と個人使用車の区別が明確ではなく、このことが板柳町に居住していることにはならない。

(2) 同族自営業において営業使用車と個人使用車の区別をどの程度明確に区別していたかは不明である。

6 提出されたその他の証拠書類について

原決定で記載されていることが板柳町に居住していることにはならない。

7 当選人の祖父の住居(弘前市)における電気の使用量について

令和6年1月分比へ、令和6年2月分と3月分が減っており、居住人数が減ったものと解せられる。

8 当選人の祖父の住居における水道の使用量について

令和5年12月分比へ、令和6年1月分、2月分、3月分が減っており、居住人数が減ったものと解せられる。

9 当選人の祖父の住居におけるガスの使用量及び灯油の購入量について

データとして評価できない。

10 「当選人の父が、当選人は愛宕(弘前市)に住んでいると話していた」と証言する者が複数いることについて

当選人の父が、「うちの息子は愛宕に住んでいる」と話していたという複数の第三者の証言を得、町委員会に対して、このことで証言者6と証言者7を立て、町委員会の調査にも、父親の前述発言を肯定する証言がされたにもかかわらず、父親への聞き取り調査において、「喋った記憶がない」というだけで、申立人が申請した証言者6と証言者7の証言を退けており、これは虚偽供述が典型的に高い直系親族の証言とすることを全く勘案していない。

11 「当選人の父が、当選人が愛宕に住んでいると言ってしまうと失敗したと話している」と聞き及んだ者がいることについて

当選人の父が、本件異議の申出の事実を知った後、周囲に対して、「証言者6と証言者7に対して)息子が愛宕に住んでいると言ってしまうと失敗した。」と話しているのを、証言者7が聞き及んでいる事実がある。このことは、父親が虚偽供述している証左である。

12 当選人の父の住居の近隣住民等の証言について

当選人が雪かきをしていたことに関して、当季節の降雪状況から雪かきは12月に入ってからと解せられ、また、当選人の車の駐車やすれ違ったとの証言は、選挙3か月以前でも以後でも、当選人が父親の事業所で働いている以上当然のことであり、このことが板柳町に居住していることにはならない。

争 点

公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第9条第2項は、「日本国民たる年齢満18年以上の者で引き続き3か月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公

団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。」と定め、法第10条第1項第5号は、「市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上のもの」が被選挙権を有すると定めている。

したがって、当選人が本件選挙において被選挙権を有するためには、本件選挙が執行された令和6年2月18日の時点で引き続き3か月以上、すなわち令和5年11月18日から令和6年2月18日までの間(以下「本件期間」という。)、板柳町に住所を有していたかが争点となる。

裁 決 の 理 由

当委員会は、申立人から提出された審査申立書(令和6年6月4日に一部補正)が適法なものと認められたため、これを受理し、町委員会からは弁明書を、申立人からは反論書をそれぞれ徴した。また、町委員会及び当選人に対して証拠書類及び証拠物(以下「証拠書類等」という。)の提出を求めたほか、利害関係人である当選人を参加人として審理に参加させ、町委員会及び当選人に対して職権で質問を行い、文書等で回答を得る等、事実関係を精査し慎重に審理を行った。

第1 住所認定についての解釈

住所に係る法令上の定義としては、民法(明治29年法律第89号)第22条に「各人の生活の本拠をその者の住所とする。」と規定されており、判例では、「選挙に関しては、住所は一人につき一箇所に限定されているものと解すべき」(昭和23年12月18日最高裁判所判決)とされている。

そして、「選挙権の要件としての住所は、その人の生活にもっとも関係の深い一般的な生活、全生活の中心をもってその者の住所と解すべく、所論のように、私生活の住所、事業活動面の住所、政治活動面の住所等を分離して判断すべきものではない。」(昭和35年3月22日最高裁判所判決)、「住所とは、生活の本拠、すなわち、その者の生活に最も関係の深い一般的な生活の中心を指すものであり、一定の場所がある者の住所であるといえるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かにより決すべきものと解するのが相当である」(平成9年8月25日最高裁判所判決)とされている。

さらに、「起居、寝食、家族同居の事実は、いずれも住所の認定に当たって、最も重視すべき事項であり、他に特別の事情がない限り、『現に起居しているところ』に住所を認定すべき」(逐条解説公職選挙法改訂版(上))とされている。

以上の見地を踏まえて、被選挙権の有無に関わる本件期間における当選人の生活の本拠について審理した結果は次のとおりである。

第2 当委員会における審理経過

1 町委員会の弁明

「本件審査の申立を棄却する」との裁決を求める。

(1) 当選人の父の住居における電気の使用量について

ア 当選人は7人家族であるが、東北電力が公表している5人以上世帯の月別平均使用量には満たない状況であり、これは、当選人の父の住居に給電設備がなく、薪ストーブが

主な暖房器具として使用されていることを考慮すると、使用量が少ないことも不自然ではなく、同居していた可能性はありと判断した。

イ 令和5年12月分は18kWhの微増に過ぎない。7人家族の電気の使い方が毎月一定とは考えにくく、また、令和6年1月分の使用期間には年末年始が含まれており、連休により当選人及び家族が自宅を過ごす時間が増えたことが原因であると考えられる。

(2) 当選人の父の住居における水道の使用量について  
 当選人の父の住居における水道使用量が令和5年11月分から令和6年2月分にかけて増加している理由を当選人に確認したところ、当選人の祖父の住居と同様に、気温の低下と共に水道管の凍結防止のため、台所と風呂の2か所の水を24時間出したままにしていることであり、これが原因と考えられる。

(3) 当選人の父の住居におけるガスの使用量及び灯油の購入量について  
 ア 当選人の父の住居におけるガス使用量は、令和5年12月分は3㎡、令和6年1月分と2月分は4㎡と1㎡増えているに過ぎず、実際に4㎡の使用量は令和5年3月分と6月分でも実績値としてある。一般的にガスの使用量が毎月一定とは考えにくく、同人数でも調理の回数やメニューにより使用量に増減が生じるところ。よって、これが居住人数が増えた理由にはならない。

イ 灯油の購入量は、気温が低下する冬期にかけて増大しているに過ぎず、これが居住人数が増えた理由にはならない。  
 (4) ATMの利用場所について  
 頻繁に町内のATMを利用していることは板柳町に生活の本拠があることの証拠である。

(5) 車の給油場所及び回数について  
 ア 当選人は軽トラックとアルファードを所有しているが、営業使用車と個人使用車との区別等は特になく、仕事とプライベートに関係なく、軽トラックを頻繁に使用している。その証拠として、令和5年11月から令和6年2月までの給油回数16回のうち軽トラックへの給油回数は15回である。

イ 頻繁に町内のガソリンスタンドを利用していることは板柳町に生活の本拠があることの証拠である。

(6) 提出されたその他の証拠書類について  
 申立人の主張の「当選人の父の住居は、家族それぞれが独立して部屋をもって、大の大人が居住できる状況にない」とあったことから、当選人の父の住居の間取りを調査したものであり、調査の結果、部屋数は十分に確保されていることから、申立人の主張は採用できないとしたものである。

(7) 当選人の祖父の住居における電気の使用量について  
 ア 令和6年1月分の使用量が多いのは、令和6年1月1日から1月3日まで、当選人の祖父の住居に当選人が父母、妹2人とともに5人で寝泊まりしたことが大きな原因である。

イ 令和6年2月分と3月分の使用量は、エアコンを使用する夏季を除いた月と比べると

同程度の使用量である。

ウ よって、令和6年1月分が前述の理由により特に多くなっただけであり、令和6年2月分と3月分は通常の使用量であるため、居住人数が減った理由にはならない。

(8) 当選人の祖父の住居における水道の使用量について  
 ア 令和5年12月分の水道使用期間は、令和5年11月5日～12月5日となっており、りんご収穫の最盛期となっている。

イ この時期、当選人及び当選人の家族（父母、妹2人）は、当選人の祖父が営んでいるんご畑の手伝いに頻繁に行っており、作業後には入浴してから帰ったり、泊りがけで手伝うこともあるところ。

ウ よって、令和5年12月分は前述の理由により相応の水道使用が原因となり特に多くなっただけであり、令和5年12月分は比べ令和6年1月分から3月分の使用量が減ったことが居住人数が減った理由にはならない。

(9) 当選人の祖父の住居におけるガスの使用量及び灯油の購入量について  
 データとして評価できない理由が定かではないため回答できない。

(10) 「当選人の父が、当選人は愛宕に住んでいると話していた」と証言する者が複数いることについて  
 当選人の父親の証言だけではなく、当選人の祖父の周辺住民からも当選人が住んでいるという証言が1つもなかったことも考慮し判断したものである。

(11) 「当選人の父が、当選人が愛宕に住んでいると言ってしまったと失敗したと話している」と聞き及んだ者がいることについて  
 証言者7からの伝聞に過ぎず、その証言自体も信憑性は不明である。

(12) 当選人の父の住居の近隣住民等の証言について  
 ア 板柳町住人1は、今冬に雪かきをしているのを目撃したほか、仕事には軽トラックで行っていることを認識しており、さらに昔からいつも家の前に車が停まっていると具体的に供述している。仕事に軽トラックで行っているという証言は、生活の拠点が当選人の父の住居にあったことを証明する客観的な証言と解せる。

イ また、申立人から提出のあった証言者4は、選挙前の3か月もすれ違ったり当選人の車が当選人の父の住居に停まっているのを何回か見たという証言をしているほか、昔から深味（板柳町）に住んでいることや当選人が祖父の住居に数日泊まっていたりするだけで住んではいけないという具体的な証言もしている。

ウ そもそもこの証言者4は、申立人が提出した「深味に住んでいない、見たことがない」という証言者名簿の1人であるが、町委員会の聞き取りにおいては前述のように真逆の証言をしている。また、証言者1、証言者2、証言者5も住んでいるかわからないという曖昧な証言であったことから、提出のあった証言者名簿の信憑性が疑われるところである。

2 申立人の反論

(1) 当選人の父の住居における電気の使用量について

- ア 当該世帯の電気使用量は東北電力が公表している5人世帯以上の月別平均使用量に満たないことは、当該世帯に元々家電が少ないか使用頻度が低いかであり、このことは当選人と一緒に暮らしていたことの根拠にはならない。
- イ 弁明 (1) イについて、原決定において、当選人、父母、妹2人は正月 (1月1日から3日) に当選人の祖父の住居にいたとあり、総勢7人が当選人の祖父の住居にいたことは全く整合性を欠くものとなっている。
- ウ 弁明 (1) イについて、令和5年12月分と比べ令和6年1月分の15kwh増を微増と表現しているが、東北電力が公表している5人世帯以上の月別平均使用量に満たない消費電力の少ない世帯であるなら、この増分は世帯人数が増えたものと捉えるのが自然である。
- エ 原決定の電気使用量の表に使われている東北電力のデータは令和3年のデータであり、当選人の父の住居の令和5年～6年との比較は無意味であり、最新データの令和4年を使うべきで、いずれも東北電力のHPから容易に入手可能である。取返して最新データを使わない意図があるとは考えられない。
- (2) 当選人の父の住居における水道の使用量について
- ア 異議申立て (注：異議申出) の対象者である当選人に口頭確認しただけで、原因と決めつけるのは納得できない。
- イ 水道設備業者や町関係者に聞いたところ、凍結防止の水抜栓はほとんど全ての世帯に設置されており、よって凍結防止のために水道を出し続ける必要はないとの見解を得た。
- ウ 町委員会においては、当選人の父の住居及び祖父の住居に、凍結防止の水抜栓が設置されているか否かの現地確認を行っているのかを聞いたがいし、少なくとも現地確認がないまま、当選人の主張を鵜呑みにしているなら弁明書には明らかに瑕疵がある。
- (3) 当選人の父の住居におけるガスの使用量及び灯油の購入量について
- ア 原決定では、ガスはガスコンロのみに使用しているとあるが、プロパンガス業者に確認したところ、コンロ部が3個のガスコンロ1器の使用量は、夫婦子供2人及び祖母の6人世帯で2.5～3㎡/月で、一般家庭が行う調理の回数やメニューでは増減幅は少ないとのことだったが、町委員会の検証はどのようなかされたのか疑問である。
- イ 原決定のガス使用量の単位に小数点以下が無いところも違和感がある。これもプロパンガス業者に確認したところ、小数点以下1位まで検針し請求することであった。
- ウ 原決定では、暖房器具はFF式ストーブ1台とファンヒーター3台を使用しているとなっており、FF式ストーブが居間にあったとすれば、自身の部屋に暖房器具を使用していない者がいることが推察されるが、厳寒の冬期間に暖房器具の無い部屋を使っていることは考えにくい。
- エ 弁明 (3) イでは冬期にかけて増大しているに過ぎず、これが居住人数が増えた理由にはならないと結論づけられているが、最初から7人世帯と決めつける理由にもならない。
- (4) ATMの利用場所について
- 申立人が、当選人が住んでいると主張している当選人の祖父の住居は、当選人の職場で

- ある当選人の父の住居と直線で約10kmの距離があり、車で20分程度である。また、当選人の祖父の住居は地区農道の一番南側に位置し、当該集落には一般商店すら存在しない閑散集落という立地条件であり、毎日通勤している板柳町在住の当選人の父の住居を職場とするなら、板柳町の金融機関を利用することは当然であり、板柳町のATMを頻繁に利用することが、板柳町に住んでいる証拠であると断言できない。
- (5) 車の給油場所及び回数について
- ア 仕事とプライベート公私区別なく軽トラツクを頻繁に利用しているのなら、仕事場である当選人の父の住居及び三千石の作業場のある板柳町内で給油することは当たり前のことであり、このことが板柳町在住の証拠にはなり得ない。前述したが、当選人の祖父の住居と当選人の父の住居は直線で約10kmの距離で、車で20分程度の位置関係であることを十分考慮すべきである。
- イ 給油代金を誰が支払っていたのか原決定に記述はないが、このことも調査すべきものと考える。
- (6) 提出されたその他の証拠書類について
- 当選人の父の住居の間取りを調査したとあるが、当選人の主張に「当選人の父の住居の間取りは1階に居間、リビング、寝室4つ、和室2つ、トイレ、風呂、2階に部屋3つ、その他敷地内の車庫の2階に離れが1つある」とあるにもかかわらず、「当選人が1階の和室1部屋を使用しており、当選人の家族は、父母が1階の和室1部屋、妹2人が1階の寝室1部屋、祖父母が2階の寝室1部屋をそれぞれ使用している」とした実態を、特に成人女性の妹2人が同部屋を使用していること等の実地調査をした上での結論か甚だ疑問である。再調査を求めたい。
- (7) 当選人の祖父の住居における電気の使用量について
- ア 弁明 (1) イと弁明 (7) は全く整合性を欠く弁明であり看過できない。
- イ 原決定の当選人の祖父の住居の電気使用量の表から、令和5年11月分～令和6年3月分まで、令和6年1月分 (1月1日～1月3日は5人増) を除き減っているのは、元々、消費電力が少ない世帯の居住人数が減ったということに他ならない。
- (8) 当選人の祖父の住居における水道の使用量について
- ア 原決定で「水道使用量を生活の本拠を判断する資料とすることはできなかった。」と述べているのに、弁明 (8) では、「居住人数が減った理由にはならない。」と断定し、極めて整合性を欠く場当たりの弁明であり看過できない。
- イ 反論 (2) でも述べたが、祖父宅に、凍結防止の水抜栓が設置されているか否かの現地確認を行っているのかを聞いたがいし、少なくとも現地確認がないまま、当選人側の主張を鵜呑みにしているのなら弁明には明らかに瑕疵がある。
- (9) 当選人の祖父の住居におけるガスの使用量及び灯油の購入量について
- 原決定で、ガスの使用量について「2人以下世帯の月平均使用量は6.5㎡」とあるが、これは2人以下世帯の月平均使用量の全国平均値であり、比較データとしては本県実態と乖離があり評価できない。よって、判断の基準とした数値に錯誤がある以上、結論部は撤回すべきものである。

(10) 「当選人の父が、当選人は愛宕に住んでいると話していた」と証言する者が複数いることについて

ア 証言者6と証言者7は当選人の父本人から「うちの息子は愛宕に住んでいる。」と聞いてたと言っていることを、もつと重大に捉えるべきである。当選人の父の住居及び当選人の祖父の住居の周辺調査をしたと言うなら、申立人が証人を名前で町委員会に届け出している以上、申立人に対して調査対象者を開示することが公正公平な対応と考える。

イ 当選人の父の「言った記憶がない。」の身内発言の信憑性を図らず信用し、当選人の祖父の住居の周辺住民から当選人居住の証言がなかったと述べているが、祖父の住居の立地を考えれば、閑散集落の南端で、市街地の周辺住民とは状況を異にしていることを考慮すべきである。

(11) 「当選人の父が、当選人が愛宕に住んでいると言ってしまうと失敗したと話している」と聞き及んだ者がいることについて

当選人の父が「(証言者6と証言者7に対して) 息子が愛宕に住んでいると言ってしまうと失敗した。」と話していることを証言者7が聞き及んでいる事実があるが、「伝聞に過ぎず、その証言自体も信憑性は不明である。」と切り捨てる前に、きちんと証言者7に対して再度調査をし、誰が話していたのかを聞くことは容易であるにもかかわらず、それを怠っていることは納得できない。

(12) 当選人の父の住居の近隣住民等の証言について

ア 当選人が雪かきをしているとの証言については、当該季節の降雪状況から12月に入ってからのもので、職場出勤後にしたとも解せる。また、白の軽トラックスが複数あるが、板柳町住人1は当選人使用の軽トラックスを特定し、いつも、つまり24時間365日と証言しているのか疑問である。さらに、仕事に軽トラックスで行っていることは、当選人が当選人の父の住居に居住している客観的証明になると断言するには値しないものと考ええる。

イ 申立人が直接接触していたのは証言者7のみで、あとの証言者とは一切の接触も利害関係もないことを事前に町委員会に申し出ており、曖昧な証言をもって信憑性を疑われることは心外である。当選人の身内の証言を重要視し、地元町会長が選挙対策本部長で、他の町内会役員も多数選挙事務所を訪ね、そして当選した現職議員に対し、不利な証言を周辺住民がしつらい状況を勘案もせずにいる町委員会の姿勢こそが信頼できないものである。

(13) その他の反論について

ア 選挙結果で居住実態が争われる事象のほとんどが、他自治体に住む人間が被選挙権を行使すべく、形だけ借家等に住民票を3か月前に移した自治体で当選した場合に起こるものである。しかし、今回はどちらも住人として親族がいる家であり、当選人にとって都合のいい証言が得られやすい環境下で争われていることは、異議を申し立てる側としては非常に見極めが困難な審査を求めている。虚偽供述が典型的に高い直系親族の証言ということを勘案の上、公正な判断を切に願う。

イ 各事項で反論したが、町委員会が示し、かつ比較に使ったデータの多くには錯誤があり、信憑性ないし断ぜざるを得ない。

### 3 当選人の説明

当選人に対して職権による質問を実施し、当選人から文書等により提出された回答の要旨は次のとおりである。

(1) 生活実態及び勤務実態について

ア 20歳頃から父の会社で建築大工をしており、1週間のスケジュールは、月曜日から土曜日まで仕事で、日曜日は休みである。仕事内容は大工だけでなく、他の会社からの依頼で交通誘導の補助をしたりと、現場により様々である。

イ 仕事場所は町内・町外を問わず、その頻度は時期によりバラバラであり、板柳町外の仕事の際は町外に宿泊することもあるが、大抵は当選人の父の住居に帰っている。

ウ 仕事の移動手段は車で、現場に着くよう移動し、終了時間は午後5時半から6時である。

エ 車は、ダイハツハイゼット(軽トラックス)とトヨタアルファード(乗用車)の2台を所有しており、三千石にある会社の工場に置くことがある。車を2台とも会社の工場に置いた場合は、父の車で当選人の父の住居に帰っている。

オ 給油には、「スピードパス」を使用しており、給油代金の支払者はいずれの車も当選人の父である。

カ 給料は、現場に出た日数分を月給としてもらっている。朝は会社の工場に集合して、社長や他の従業員とミーティングをした後に現場に出て、帰宅した時に母にその日の現場を報告している。

キ 勤務実態等を示す書面として町委員会に提出したカレンダーは、当選人の母が記載したもので、当選人は記載していない。

(2) 当選人の父の住居について

ア 当選人が生まれる前から改築を繰り返しており、複雑な間取りとなっている。

イ 高校生の頃までは2階に当選人の部屋があったが、雨漏りが生じたため、別の部屋に寝るなどして、3年前から1階の仏間を寝室として使っている。2階の元の部屋には、10年位入っていない。

ウ 家族は薪ストーブのある居間で過ごすことが多い。父母と妹2人の寝室は、いずれもFFストーブのある居間の隣にあり、戸を開けておくと暖かくなる。

エ 妹2人は看護師と介護士として働いている。妹(長女)は夜勤があり、妹(次女)は車がないので母が送り迎えをしている。

オ 1階の和室は、亡曾祖母の部屋だったが、荷物がそのまま置いてある。

カ 離れの2階には、何十年前前は親戚が住んでいたことがあるが、現在は物置となっている。

キ 水栓柱については使ったことがない。これまで場所も知らなかった。

(3) 当選人の祖父の住居について

ア 祖父が営んでいる田んぼやりんご畑の手伝いのほか、盆、正月での帰省、弘前市で飲み会があった時などに、年間7日間から10日間ほど寝泊まりすることがあるが、居住し

ていたことはない。高校は弘前市内であったが、板柳町の自宅から通っていた。

イ 10 年位前には、祖父母が心配で様子を見るためによく実家に帰ったことがあったが、少なくともこの数年はりんごや米の手伝いをする時や、弘前市での飲み会がある時に帰るくらいである。

ウ 祖父の住居に泊まる時期や頻度について、田んぼは10月頃、りんごは11月で、それぞれ2、3日程度。弘前市での飲み会は不定期である。

エ 弘前市での飲み会で祖父の住居に泊まる時は、金曜日や土曜日の夕方に来て、着替えをしてそのまま飲みに出かけ、帰って来た後朝早く板柳に帰る。

オ 祖父の住居で寝泊まりする2階の和室は、元々は母の部屋で、隣室が祖父母の部屋であった。祖父母が1階で生活するようになってから、隣室にあったソファなどを持ってきて使っている。

カ 祖父の住居に風呂道具や着替え等を置いている理由は、畑仕事の手伝いで訪れた時や、盆や正月に帰省した際に着替えるためで、りんごの収穫時期は、早朝に手伝いの人を石渡（弘前市）まで迎えに行くこともある。

キ 祖父の住居に置いてある私物は、着替えや風呂道具など少量である。

ク 父母や妹達が帰省した時は、1階の和室や居間で寝ている。この部屋には、家族が泊まる時の布団や、当選人を含めた家族の作業着等が置いてある。

ケ 父は代行で板柳から岩木（弘前市）に帰ったことが3回あったが、自分は代行を使って板柳から岩木に帰ったことは一度もない。

コ 自分や家族が祖父の住居に行くことを、「帰省する」、「実家に帰る」、「愛宕に帰る」、「岩木に帰る」と言うのは、「母親の実家に帰る、帰省する」という意味である（当選人の父の住居に帰る時は、「自宅に帰る」、「帰宅する」と言う。）。

4 町委員会の説明

町委員会に対して職権による質問を実施し、町委員会から文書等により提出された回答の要旨は次のとおりである。

(1) 当選人の父の住居の間取り及び使用実態の確認方法について、現地調査は行っていない。当選人へ行った証人尋問及び当選人から提出のあった間取り図で確認した。

(2) 当選人の祖父の住居の間取り及び使用実態の確認方法について、現地調査は行っていない。当選人の祖父へ行った証人尋問及び当選人から提出のあった間取り図で確認した。

(3) 申立人が本件異議の申出にあたり提出した証言者名簿のうち、一部証言者については、その家族に聞き取りを行っているが、これは当該証言者が不在のため、その妻に聞き取りを行ったものである。証言者の妻に聞き取りを行ったのは7人中2人である。

(4) 当選人の父の住居及び当選人の祖父の住居の近隣住民への調査方法及び選定理由について、日常的に交流があると思われる向こう3軒両隣を基準として調査を行ったが、不在で聴取できなかった者もいたため、住居から近い順に訪問し証言を集めたものである。

(5) 原決定において電気使用量の表に令和3年の東北電力のデータを使用した理由について、インターネットで東北電力の資料を検索した際に、最初に表示されたことから使用したも

のである。

第3 当委員会の判断

1 当委員会の認定した事実

提出された証述書類等及び当委員会が職権で行った質問等の結果、以下の事実が認められる。

(1) 住民票の住所地について

ア 当選人は、平成3年12月23日に出生し、北津軽郡板柳町大字深味字東西田33番地（以下、「本件住所地」という。）に住民登録をしており、以降、住所地の異動はない。

イ 本件住所地における住民票の世帯主は当選人の父であり、当選人の父、母、当選人、妹（長女）、妹（次女）、父方の祖父、父方の祖母の7人世帯である。

ウ 弘前市大字八幡字古喜田（以下、「当選人の祖父の住所地」という。）における住民票の世帯主は当選人の母方の祖父であり、当選人の母方の祖父、母方の祖母の2人世帯である（以降、便宜上、当選人の母方の祖父母（祖父・祖母）を単に「祖父母（祖父・祖母）」と表記する。）。

エ 当選人の祖父の住所地は、平成18年に弘前市と合併した中津軽郡岩木町大字愛宕に隣接しており、当選人らは、「岩木」、「愛宕」と呼んでいる。

(2) 当選人の父の住居の建物等の状況について

ア 本件住所地の建物  
イ 居室・物置が登記されている。なお、所有者は当選人の父方の祖父であるが、便宜上、「当選人の父の住居」と表記する。

(イ) 構造は木・コンクリートブロック造垂鉛メッキ鋼板葺2階建てである。

(ロ) 床面積は1階290.19㎡、2階92.74㎡である。

(エ) 昭和42年4月1日新築、昭和58年10月1日増築である。

イ 建物の使用実態及び主な設備

(ア) 当委員会において、令和6年8月9日及び9月19日に、当選人の父の住居の現地調査を行った。母屋には1階9部屋、2階3部屋の計12部屋があった。現地調査を基に作成した見取り図は別紙のとおり。

部屋	階数	当選人の父の住居の使用実態（主な家族等）
①	1階	物置部屋（父方の曾祖母（亡）の使っていたもの等）
②	1階	当選人の寝室（寝具等）
③	1階	妹2人の寝室（寝具等）
④	1階	物置部屋（家族のタンス等）
⑤	1階	父母の寝室（寝具等）
⑥	1階	父母の居間（テレビ、タンス等）
⑦	1階	居間兼客間（タンス等）
⑧	1階	家族の居間（テレビ、ソファ、冷蔵庫等）
⑨	1階	台所
⑩	2階	物置部屋（ベッド等）
⑪	2階	父方の祖父母の寝室（寝具等）

⑫ 2階 物置部屋(父方の祖母のタンス等)

- (イ) 敷地内には、母屋のほかに作業場や駐車場等があり、敷地の入口に、当選人の父の会社の看板があった。
  - (ロ) 母屋の入口は車庫の奥にあり、玄関に表札はなかった。
  - (エ) 作業場は母屋に隣接し、屋根があり、入口はシャッターが下ろせるようになっていた。作業場には、薪、機械、冷蔵庫、洗濯機等が置かれていた。なお、作業場の2階の部屋は物置となっていた。
  - (オ) 主な電化製品は、冷蔵庫(2台)、冷凍ストッカー、洗濯機、FＦＳトーンズ、フレンチーター3台、エアコン(夏専用)、テレビ(2台)、パソコン(2台)等があった。
  - (カ) 主な暖房器具は、薪ストーブ1台、FＦＳトーンズ1台、フレンチーター3台があった。
  - (キ) 水抜栓は、屋外の玄関先にあった。
  - (ク) 台所のガスコンロは、2口コンロであった。
  - (ケ) 住居のうち、当選人が寝室としている部屋⑬の広さは約8畳で、窓はなかった。室内には寝具、衣服、フレンチーター、座卓、座椅子、ノートパソコン、書類、靴等が置かれていた。
  - (コ) 部屋⑭のタンスには、当選人の作業着等が収納されていた。
  - (サ) 部屋⑮は、以前当選人がいた部屋で、ベッド等があり、天井の一部に穴が空いていた。
- (3) 当選人の父の住居における車の使用状況について
- ア 当選人の車(ハイゼット)
  - イ 車検証等によると、平成30年9月初度検査記録で、使用者、所有者及び自動車賠償責任保険の契約者は当選人であり、住所は本件住所である。
  - ロ 任意保険の記名被保険者は当選人であり、使用目的は通勤・通学使用、契約者は当選人の父である。
  - ハ ニュアル車である。
  - ニ 当選人の車(アルファード)
  - ヒ 車検証等によると、平成20年9月初度登録で、使用者及び自動車賠償責任保険の契約者は当選人であり、住所は本件住所である。
  - ヘ 任意保険の記名被保険者は当選人であり、使用目的は日常・レジャー使用、契約者は当選人の父である。
  - ホ 当選人の父の住居における駐車場等の状況
  - ト 当選人の父、母、妹(長女)、父方の祖父の4名が車を所有しており、妹(次女)と父方の祖母は車を所有していない。
  - チ 当選人所有の自動車2台を含めると、当選人の父の住居における車の使用状況は次のとおりである。

車	使用者	車種	色
①	当選人	ダイハツ ハイゼット(軽トラック)	白

⑫	当選人	トヨタ アルファード(乗用車)	白
⑬	父	スバル サンバー(軽トラック)	白
⑭	母	ダイハツ タント(軽乗用車)	紫
⑮	妹(長女)	トヨタ C-HR(乗用車)	白
⑯	父方の祖父	スバル サンバー(軽トラック)	白

- (ク) 当選人の父の住居の敷地内には、車庫1台分を含み計5台程度が駐車できる場所があるが、4台以上駐車する場合は、住居側に駐車した車を動かすために、道路側の車を動かす必要がある。
- (エ) 父方の祖父(車⑯)は、近隣の空き地を借りて駐車している。その他の車の敷地内における駐車位置は特段決まっていない。
- (オ) 8月9日の現地調査当日は、別紙の「駐車1」の位置に車⑭、「駐車2」の位置に車⑯、「駐車3」の位置に車⑮の計3台が駐車されていた。なお、車庫内の車は、道路からは視認できなかった。また、車⑯は近隣の空き地に駐車されていた。
- (カ) 9月19日の現地調査当日は、別紙の「駐車1」の位置に車①、「駐車3」の位置に車③、「駐車4」の位置に車④の計3台が駐車されていた。
- (4) 当選人の父の住居の光熱水費等の状況について
- ア 電気使用状況
- (ア) 当選人の父の住居の電気使用量は次のとおりで、電気使用量が30分毎にわかるスマートメーターは設置されていない。

請求年月	当選人の父の住居(電気)		使用量(kwh)	前年の使用量
	使用期間			
令和5年3月分	令和5年2月8日～3月7日		332	406
令和5年4月分	令和5年3月8日～4月9日		381	423
令和5年5月分	令和5年4月10日～5月10日		410	457
令和5年6月分	令和5年5月11日～6月7日		392	398
令和5年7月分	令和5年6月8日～7月9日		435	415
令和5年8月分	令和5年7月10日～8月7日		426	435
令和5年9月分	令和5年8月8日～9月7日		487	418
令和5年10月分	令和5年9月8日～10月9日		417	369
令和5年11月分	令和5年10月10日～11月8日		407	403
令和5年12月分	令和5年11月9日～12月10日		407	356
令和6年1月分	令和5年12月11日～令和6年1月11日		422	420
令和6年2月分	令和6年1月12日～2月7日		352	321
令和6年3月分	令和6年2月8日～3月7日		366	332

- (イ) 東北電力が公表している令和3年度及び4年度における青森県の5人以上世帯の1か月あたりの電気の平均使用量は次のとおりである。

	(参考)東北電力(青森県5人以上世帯)	
	令和3年度平均使用量(kwh)	令和4年度平均使用量(kwh)
4月	422	230
5月	403	194
6月	340	171

7月	383	196
8月	491	223
9月	401	226
10月	370	213
11月	415	268
12月	473	319
1月	649	454
2月	535	480
3月	507	444

イ 水道使用状況

(ア) 当選人の父の住居の水道使用量は次のとおりである。

請求年月	当選人の父の住居(水道)	
	使用期間	使用量(m <sup>3</sup> )
令和5年2月分	～令和5年2月20日	25
令和5年3月分	令和5年2月20日～3月19日	42
令和5年4月分	令和5年3月20日～4月19日	23
令和5年5月分	令和5年4月20日～5月19日	23
令和5年6月分	令和5年5月20日～6月20日	29
令和5年7月分	令和5年6月21日～7月20日	26
令和5年8月分	令和5年7月21日～8月20日	29
令和5年9月分	令和5年8月21日～9月20日	28
令和5年10月分	令和5年9月21日～10月19日	24
令和5年11月分	令和5年10月20日～11月20日	24
令和5年12月分	令和5年11月21日～12月20日	(積雪) 25
令和6年1月分	令和5年12月21日～令和6年1月20日	28
令和6年2月分	令和6年1月21日～2月20日	30

(イ) 東京都水道局がホームページで公表している令和2年度生活用水実態調査における6人以上世帯の1か月あたりの水道の平均使用量は、34.1 m<sup>3</sup>である。

ウ ガス使用状況

(ア) 当選人の父の住居ではLPガスを使用しており、使用量は次のとおりである。なお、小敷点以下の値は、改めて照会した資料による。

請求年月	当選人の父の住居(ガス)	
	供給日	数量(m <sup>3</sup> )
令和5年3月分	令和5年3月5日	4.0
令和5年4月分	令和5年4月5日	3.7
令和5年5月分	令和5年5月4日	3.6
令和5年6月分	令和5年6月4日	4.5
令和5年7月分	令和5年7月4日	3.8
令和5年8月分	令和5年8月4日	3.6
令和5年9月分	令和5年9月4日	2.6
令和5年10月分	令和5年10月4日	3.2
令和5年11月分	令和5年11月4日	3.9
令和5年12月分	令和5年12月4日	3.8
令和6年1月分	令和6年1月4日	4.3

令和6年2月分	令和6年2月4日	4.0
令和6年3月分	令和6年3月4日	4.1

(イ) 一般財団法人日本エネルギー経済研究所石油情報センターが平成19年12月に公表した「平成18年度プロパンガス消費実態調査」においては、家庭用プロパンガス家族人数別1世帯当たり月平均使用量は、全国平均で7人以上世帯は11.8 m<sup>3</sup>である。なお、都道府県別の家族人数別の値は記載されていない。

(ウ) インターネットのプロパンガス料金比較サイト「enepi(エネピ)」における青森県の4人暮らしの1か月あたりのプロパンガスの平均使用量は、夏季6.9 m<sup>3</sup>、冬季11.3 m<sup>3</sup>である。

エ 灯油購入状況

当選人の父の住居における灯油の購入状況は次のとおりで、その都度ガソリンスタンドから購入している。

請求年月	当選人の父の住居(灯油)	
	購入日	数量計(リットル)
令和5年3月	7日、17日	116.24
令和5年5月	8日	40.00
令和5年10月	22日	60.00
令和5年12月	5日、17日、24日	198.24
令和6年1月	9日、11日、18日、26日	174.11
令和6年2月	10日、22日、25日	77.18

(5) 当選人の祖父の証言について

町委員会は、当選人の祖父に出現及び証言を求めた。当選人の祖父への聴取は、当選人が不在の場で行われている。

ア 当選人の祖父の住居は、当選人の祖父とその妻の2人暮らしである。

イ 当選人の祖父は農業を営んでおり、米とりんごを栽培している。

ウ 当選人の祖父の田んぼは、自己所有が4反、借受が1反2畝あり、りんご畑は1反8畝所有している。田んぼの稲刈りやりんごもぎの際は、それぞれ2、3日ほど当選人が手伝いに来る。りんごもぎの際は、ほかにも作業員を雇っている。

エ 当選人が手伝いに来る時は、当選人の祖父の住居に寝泊まりしており、その他、盆や正月、弘前市での仕事や友人との飲み会の時にも寝泊まりすることがある。

オ 当選人が当選人の祖父の住居に寝泊まりする際は、2階の6畳間を使用する。

カ 当選人は、令和6年は正月以外、来たことはなく、令和5年は田んぼやりんごの手伝いと仕事や友人との飲み会等で合わせて数回来ている。

(6) 当選人の祖父の住居の建物及び車の使用状況について

ア 当選人の祖父の住居地における建物の状況

イ 建物に登記されていない。

(イ) 居宅として木造亜鉛板2階建て、面積121.87 m<sup>2</sup>、昭和45年建築の家屋があり、当選人の祖父に固定資産税が課税されている。

(ウ) 本件住所地との間の距離は、Google マップでは13.6～17.8 km、移動時間は23分～



28分である。

イ 建物の使用実態及び主な設備

(ア) 当委員会において、令和6年8月9日及び9月19日に、当選人の祖父の住居の現地調査を行った。1階5部屋、2階2部屋の計7部屋があった。

部屋	階数	当選人の祖父の住居の使用実態
①	1階	仏間
②	1階	当選人の父母や妹が泊まったり、農作業の間に着替える部屋
③	1階	当選人の祖父の寝室
④	1階	居間
⑤	1階	台所
⑥	2階	当選人が泊まる部屋
⑦	2階	当選人の祖父が以前使っていた部屋

(イ) 玄関に表札はない。

(ウ) 主な電化製品は、冷蔵庫、洗濯機(2台)、ファンヒーター、エアコン、テレビ等があった。

(エ) 主な暖房器具は、薪ストーブとファンヒーターがあった。

(オ) 水栓は、屋外に2か所あった。

(カ) 台所のガスコンロは、2口コンロであった。

(キ) 当選人の私有がある部屋⑥の広さは約6畳で、2方向に窓があった。室内には、寝具、ソファ、タンスのほか、カラーボックスに入る程度の漫画本、鉄アレイ等が置かれていた。タンスには祖父の洋服や着物が収納されていた。

(ク) 部屋②にはタンスや衣服の入ったコンテナ等があり、押し入れには布団が収納されていた。

ウ 当選人の祖父の住居における駐車場等の状況

(ア) 当選人の祖父が車を所有しており、祖母は車を所有していない。

(イ) 当選人の祖父の車はダイハツハイゼット1台で、色は白。

(ウ) 敷地内には、車庫を含み4台程度駐車可能なスペースがある。

(エ) 当選人の祖父によると、車庫には農機具なども置いてあり、当選人が来た時は家の前に駐車している。

(7) 当選人の祖父の住居の光熱水費等の状況について

ア 電気使用状況

(ア) 当選人の祖父の住居の電気使用量は次のとおりである。電気使用量が30分毎にわかるスマートメーターは設置されていない。

請求年月	当選人の祖父の住居(電気)		(参考)前年の使用量
	使用期間	使用量(kwh)	
令和5年3月分	令和5年2月6日～3月5日	213	201
令和5年4月分	令和5年3月6日～4月5日	221	251
令和5年5月分	令和5年4月6日～5月8日	222	222
令和5年6月分	令和5年5月9日～6月5日	200	205

令和5年7月分	令和5年6月6日～7月5日	238	223
令和5年8月分	令和5年7月6日～8月3日	294	249
令和5年9月分	令和5年8月4日～9月5日	508	318
令和5年10月分	令和5年9月6日～10月4日	257	228
令和5年11月分	令和5年10月5日～11月6日	241	226
令和5年12月分	令和5年11月7日～12月6日	218	208
令和6年1月分	令和5年12月7日～令和6年1月9日	282	256
令和6年2月分	令和6年1月10日～2月5日	208	223
令和6年3月分	令和6年2月6日～3月5日	199	213

(イ) 東北電力が公表している令和3年度及び令和4年度における青森県の2人世帯の1か月あたりの電気の平均使用量は、次のとおりである。

	令和3年度平均使用量(kwh)	令和4年度平均使用量(kwh)
4月	322	136
5月	303	116
6月	238	104
7月	257	116
8月	314	134
9月	276	134
10月	244	123
11月	282	157
12月	319	198
1月	412	297
2月	366	298
3月	347	270

イ 水道使用状況

(ア) 当選人の祖父の住居の水道使用量は次のとおりである。

請求年月	当選人の祖父の住居(水道)		使用量(m <sup>3</sup> )
	使用期間	使用量(m <sup>3</sup> )	
令和5年3月分	令和5年2月3日～3月6日	29	
令和5年4月分	令和5年3月7日～4月5日	19	
令和5年5月分	令和5年4月6日～5月6日	30	
令和5年6月分	令和5年5月7日～6月6日	12	
令和5年7月分	令和5年6月7日～7月5日	10	
令和5年8月分	令和5年7月6日～8月3日	8	
令和5年9月分	令和5年8月4日～9月4日	12	
令和5年10月分	令和5年9月5日～10月4日	12	
令和5年11月分	令和5年10月5日～11月4日	8	
令和5年12月分	令和5年11月5日～12月5日	22	
令和6年1月分	令和5年12月6日～令和6年1月4日	14	
令和6年2月分	令和6年1月5日～2月2日	17	
令和6年3月分	令和6年2月3日～3月4日	11	

(イ) 東京都水道局がホームページで公表している令和2年度生活用水実態調査における2人世帯の1か月あたりの水道の平均使用量は、14.9m<sup>3</sup>である。

ウ ガス使用状況

(ア) 当選人の祖父の住居ではLPガスを使用しており、使用量は次のとおりである。

当選人の祖父の住居 (ガス)		数量(m <sup>3</sup> )
請求年月	供給日	
令和5年3月分	令和5年3月9日	2.4
令和5年4月分	令和5年4月10日	3.9
令和5年5月分	令和5年5月11日	2.6
令和5年6月分	令和5年6月10日	2.6
令和5年7月分	令和5年7月10日	1.5
令和5年8月分	令和5年8月9日	1.1
令和5年9月分	令和5年9月11日	1.8
令和5年10月分	令和5年10月11日	2.0
令和5年11月分	令和5年11月10日	2.9
令和5年12月分	令和5年12月11日	2.8
令和6年1月分	令和6年1月10日	3.8
令和6年2月分	令和6年2月9日	3.3
令和6年3月分	令和6年3月9日	2.6

(イ) 一般財団法人日本エネルギー経済研究所石油情報センターが平成19年12月に公表した「平成18年度プロパンガス消費実態調査」においては、家庭用プロパンガス家族人数別1世帯当たり月平均使用量は、全国平均で2人世帯は6.5m<sup>3</sup>である。一方、都道府県別1世帯当たりの月平均使用量は、青森県は5.3m<sup>3</sup>である。なお、都道府県別の家族人数別の値は記載されていない。

(ロ) インターネットのプロパンガス料金比較サイト「eneぴ」(エネピ)における青森県の2人暮らしの1か月あたりのプロパンガスの平均使用量は、夏季4.6m<sup>3</sup>、冬季7.4m<sup>3</sup>である。

エ 灯油購入状況

当選人の祖父の住居の灯油の購入状況は次のとおりで、灯油配達を利用している。令和5年1月から12月までの購入は1回で、令和6年は購入していない。

当選人の祖父の住居 (灯油)		数量(リットル)
運用日付		
令和5年10月27日		380.00

(8) ATMの利用場所について

通帳によると、当選人のATMの利用場所は次のとおりであるが、確認できる取扱店は株式会社青森銀行板柳支店のみである。なお、原決定にも記載されているが、同行のホームページによると、同行のATMの店番号は全て「091」となっているため取扱店091の場所は特定できない。

年月日	履歴	取扱店
令和5年2月27日	ATM入金	503 板柳支店
令和5年2月27日	ATM支払	503 板柳支店
令和5年5月29日	ATM入金	091 不明
令和5年6月19日	ATM支払	091 不明
令和5年6月26日	ATM入金	503 板柳支店

令和5年7月5日	ATM支払	503 板柳支店
令和5年7月26日	ATM入金	503 板柳支店
令和5年7月28日	ATM支払	503 板柳支店
令和5年8月28日	ATM入金	503 板柳支店
令和5年8月31日	ATM支払	503 板柳支店
令和5年9月15日	ATM支払	503 板柳支店
令和5年9月27日	ATM入金	091 不明
令和5年9月27日	ATM入金	091 不明
令和5年10月11日	ATM入金	503 板柳支店
令和5年10月11日	ATM入金	503 板柳支店
令和5年10月13日	ATM入金	503 板柳支店
令和5年10月25日	ATM支払	503 板柳支店
令和5年10月26日	ATM入金	503 板柳支店
令和5年11月2日	ATM支払	503 板柳支店
令和5年11月26日	ATM入金	503 板柳支店
令和5年11月27日	ATM入金	503 板柳支店
令和5年11月28日	ATM支払	091 不明
令和5年12月26日	ATM入金	503 板柳支店
令和5年12月27日	ATM入金	503 板柳支店
令和5年12月29日	ATM支払	091 不明
令和6年1月29日	ATM入金	503 板柳支店
令和6年2月27日	ATM入金	503 板柳支店

(9) 車の給油状況について

領収書によると、車の給油状況は次のとおりである。なお、令和5年2月から令和6年2月までの期間、板柳町では毎回同じガソリンスタンドを利用し、弘前市では4か所のガソリンスタンドを利用している。

給油年月日(曜日)	時間	車	板柳町	弘前市
令和5年2月8日(水)	18:48	ハイゼット		1
令和5年2月21日(火)	8:33	ハイゼット		1
令和5年3月1日(水)	20:34	ハイゼット		1
令和5年6月14日(水)	17:03	テルフレード		1
令和5年8月7日(月)	14:46	ハイゼット		1
令和5年8月10日(水)	12:13	ハイゼット		1
令和5年8月21日(月)	17:13	ハイゼット		1
	17:15	ハイゼット		1
令和5年8月23日(水)	8:58	ハイゼット		1
令和5年8月27日(日)	16:50	ハイゼット		1
令和5年8月31日(木)	10:39	ハイゼット		1
令和5年9月11日(月)	15:43	ハイゼット		1
	15:44	ハイゼット		1
令和5年9月17日(日)	16:43	ハイゼット		1
令和5年9月22日(金)	17:55	テルフレード		1
令和5年9月26日(火)	17:08	ハイゼット		1
令和5年9月30日(土)	10:50	ハイゼット		1
令和5年10月6日(金)	18:17	テルフレード		1
令和5年10月11日(水)	18:35	ハイゼット		1

令和5年10月17日(火)	17:08	ハイエット		1
令和5年10月23日(月)	18:07	ハイエット		
令和5年10月25日(水)	11:53	アルフテード	1	
令和5年10月28日(土)	17:25	ハイエット	1	
令和5年11月5日(日)	11:10	ハイエット	1	
令和5年11月12日(日)	16:19	ハイエット		1
令和5年11月17日(金)	13:44	ハイエット	1	
令和5年11月20日(月)	15:25	アルフテード	1	
令和5年11月24日(金)	16:59	ハイエット	1	
令和5年12月2日(土)	7:54	ハイエット	1	
令和5年12月6日(水)	16:15	ハイエット	1	
令和5年12月11日(月)	14:21	ハイエット		1
令和5年12月27日(水)	13:34	ハイエット	1	
令和6年1月8日(月)	9:47	ハイエット	1	
令和6年1月14日(日)	14:58	ハイエット	1	
令和6年1月22日(月)	10:23	ハイエット	1	
令和6年1月29日(月)	11:35	ハイエット	1	
令和6年2月6日(火)	13:41	ハイエット	1	
令和6年2月19日(月)	14:29	ハイエット	1	
令和6年2月25日(日)	16:57	ハイエット	1	

(10) 勤務状況及び生活状況について

ア 当選人の父からの聴取事項

当委員会は、当選人が勤務する建築会社の社長である当選人の父に対して、会社の状況及び当選人の勤務実態について聞き取り調査を行った。なお、本件に関する当選人の父への聴取は、事前の予告をせず、当選人が不在の場で行った。

(イ) 会社には従業員(板柳町外居住)が1名おり、当選人と当選人の母には専従者として給与を払っている。

(ロ) 主に従業員が現場を回し、当選人は工場から現場まで資材や道具を運んだりしている。当選人の父は、現場にいてもあるが、次の現場に行ったり、自宅で作業をしたり、工場から現場まで追加の資材や道具を運ぶこともある。当選人の母が事務を担当している。

(ハ) 三千石の工場は、2年位前に譲り受けた。現場には、従業員、当選人、当選人の父は、それぞれ自分の車を使って行く。

(ニ) 主な現場は津軽地域、板柳町内よりも弘前市、黒石市、五所川原市が多く、青森市もたまにある。大きな災害の時は、県外に泊まり込むこともある。

(ホ) 現場では昼食は各自でとる。当選人の母が、当選人と当選人の父の分の弁当を作ってくれるので、それを食べる人が多い。

(カ) 仕事が終了したら、現場で解散する。

(キ) 令和6年1月～2月は、従業員だけ現場に行っていた。

(ク) 家の駐車場の状況から、当選人の車は会社の工場に置くことが多く、屋外に置くこともあるが、冬場はジャッキのある場所に駐車している。工場の前の除雪をしてい

る人は、工場に車がよく停まっているのを見ていると思う。

イ 当選人の母からの聴取事項

当委員会は、当選人の母に対して、家族の生活等について聞き取り調査を行った。なお、本件に関する当選人の母への聴取は、事前の予告をせず、当選人が不在の場で行った。

(イ) 当選人が提出したカレンダーは、当選人の父の住居の台所にあり、勤務日数の確認等に使うため、従業員、当選人、当選人の父の作業の現場などについて、当選人の母が実績を記載しているものである。カレンダーへの記載は毎日又は数日分まとめて行っている。

(ロ) カレンダーの記載について、「ヒロ」が当選人のこと、「あだご」は当選人の祖父の住居(愛宕)のこと、「リンゴ」や「畑」は当選人の祖父母又は当選人の父方の祖父のりんごの作業をした日である。なお、「リンゴ」はどちらの家のりんごのことかは特に区別していない。

(ハ) 当選人の父母の寝室はFフロアのある居間と隣接しており、戸を開けると暖がとれるので、オイルヒーターなどもあるが、使用していない。当選人の床2人の寝室も同様である。

(ニ) 水抜栓は使ったことがない。

(ホ) 台所の給湯器は、昔は井戸につながっていたが、壊れている。湯は薪ストーブのやかんで沸かすと早いので不便はない。

(カ) 当選人は、休日は家にいることが多く、夕方は出かけたりにしている。

(キ) 朝食は、現場にもよるが、朝早い当選人と当選人の父が一緒にとり、その後当選人の母や妹達がとることが多い。

ウ 会社の工場の確認

当委員会において、令和6年8月9日に、会社の工場の現地確認を行った。

(イ) 会社の工場には、物置及び数台分の車庫のほか、十分な駐車場があった。

(ロ) 当委員会の現地確認当日は、当選人の車(ハイエット)と当選人の父の車が駐車されていた。

(ハ) 本件住所地との距離は、Googleマップでは約2.1kmで、移動時間は約4～5分である。

(ニ) 当選人の祖父の住所地との距離は、Googleマップでは約13.7～18.8kmで、移動時間は23分～28分である。

(ホ) Google ストリートビューでは、令和6年5月と令和5年8月にアルフテードと軽トラックが駐車されている画像が掲載されていた。

(11) 本件期間における行動について

ア 当委員会は、当選人の母が記載したカレンダーを基に、令和5年11月から選挙期日までの行動について、当選人に確認した。当選人への確認は、当選人の母が不在の場で行った。

(イ) 令和5年11月の前半は板柳のりんご、中旬は岩木のりんごの作業を行った。

- (イ) 令和5年11月10～12日は、岩木でりんごを約200箱収穫し、会社の工場に運んだ。このりんごは、選別した後、11月17日から何回かに分けて、工場の近隣にある津軽りんご市場に出荷した。りんごの運搬には、当選人の父の車を使用した。
- (ウ) りんごの作業が落ち着いた11月後半から会社の仕事を再開し、令和5年11月22日は、青森市（筒井）で仕事があった。
- (エ) 令和5年11月23日、24日と25日の午前の現場は弘前市で、25日の午後の現場は青森市（筒井）である。
- (オ) 令和5年12月9日頃までは青森市（筒井）での仕事が続いた。休みを挟んで、12月14日からの現場は板柳町内である。青森市の仕事の際は、毎日当選人の父の住居から通っていた。
- (カ) 令和5年12月17日は五所川原市で選挙用写真を撮影した。この頃に後援会を設立した。
- (キ) 令和5年12月22日は立候補予定者説明会に出席した。
- (ク) 令和5年12月23日の「帰って来た」は何のことかわからない。
- (ケ) 令和5年12月28日に板柳町内での仕事が終了した。
- (コ) 令和6年1月1日は、夕方に父と当選人の祖父の住居に向かった。道中、石川県の震災のニュースを聞いて、大変なことになったと父と話していた。母と妹は別の車で向かった。当選人の祖父の住居には、1月3日の夕方までいて、夜は板柳町内の互礼会に参加した。
- (サ) 正月明けから会社の仕事を休んで、選挙の準備をした。
- (シ) 当選人から、関係書面として、りんご市場への出荷日を示す書類や選挙用写真撮影の領収書が提出された。
- (チ) 当選人の後援会（政治団体）の設立届は、令和5年12月19日に当委員会に提出されていたことを確認した。
- (リ) 令和5年11月から選挙期日までの当選人の行動について、当選人の説明に、母のカレンダー、ATMの利用場所、車の給油場所等を加えたものが別表である。
- (12) 当選人の父の住居の近隣住民からの聴取事項について
- ア 町委員会は、当選人の父の住居の近隣住民4名へ聞き取り調査を行った。
- イ (板柳町住人1) 近所なので行き会ったりするし、行き会った際は会釈をしてくれる。今年の冬も自分の車の雪かきをしているのを見た。アルファードと軽トラを所有していて、仕事には軽トラで行っているようだ。住んでいないという噂は聞いたことがないし、知り合いから聞いてそういう話になっているのを初めて知った。実際、昔からいつも家の前に車は停まっているので、住んでいると思う。
- ウ (板柳町住人2) 私の場合、夜から朝にかけて仕事をしているため、見たことがない。家の前に車が何台も停まっているが、誰の車なのかはつきりわからない。軽トラが停まっているのは見たことがある。居住は不明ではあるが、住んでいないという話は聞いたことがない。
- エ (板柳町住人3) 誰の車かわからないが、昔から白い軽トラが2台停まっている

22

るのは知っている。最近話をしたり見かけることはないが、3年前に自宅を訪れた際は、大工仕事をしているのを見たので、住んでいると思っっている。住んでいないという話は聞いたことがない。

エ (板柳町住人4) 4、5年ぐらい前に一時、岩木町に住んでいたのは知っている。すれ違ったときにどこから来たのかと聞いたら岩木から来ると喋っていた。その時は、大工仕事で岩木から深味に通っていた。その後、深味に帰ってきて父親と一緒に大工仕事をしている。選挙前3か月の感覚からすると、自宅に車が停まっていたので住んでいたと思う。さすがに、選挙前3か月から家にいないといけないのはわかっていると思うので、いたと思う。

(13) 当選人の祖父の住居の近隣住民からの聴取事項について

ア (弘前市住人1) 当選人の祖父母しか住んでいない。秋になると当選人の父母等が田んぼとかを手伝いに来ているのは見たことがある。当選人が住んでいるのかは聞いたことはない。白い軽トラや大きい乗用車が停まっているのは見たことがあるが毎日で行っても車は停まっていないう見かけたことはない。

イ (弘前市住人2) 当選人の祖父とは会えば話をするし、日常的な付き合いもある。当選人が車で来てるのを見ている。秋に手伝いで来てるのも見ている。大工をやっている日中、たまに車が停まっているのは見るが夜はわからない。次の日の朝まで停まっていることは無いので、住んでいないと思う。乗っている人まではわからないが、黒い軽自動車はよく停まっている。確か当選人の母だと思う。白い大きい車はたまに停まっているのを見る。当選人が住んでいる様子はない。

ウ (弘前市住人3) 誰が当選人かは分からないが、りんごの収穫の時とか手伝いに来ているのは見ている。当選人が住んでいるという話は聞いたことがない。たまに散歩をするが、当選人の祖父の住居に若い人がいるのを見たことがない。でも、実際にいってもわからないと思う。当選人の祖父が当選人はよく来ると喋っていたのは聞いたことがある。当選人の祖父も歳だから、当選人達が来て手伝ってはいるみたいだ。

エ (弘前市住人4) 当選人の祖父とは会えば話をする。当選人が畑の手伝いをしていっているのを秋に1回ぐらいは見たことがある。当選人が住んでいると聞いたこともないし、いるとも思ったことはない。住んではいない。頻繁に来るとも思ったことはない。昔に住んでいたこともないと思う。

オ (弘前市住人5) 当選人の祖父には田んぼを貸しているし、会えば話をする間柄である。当選人は春に田植えの手伝いや秋に田んぼや畑の手伝いに来ている。住んではいないし、昔に住んでいたこともない。

(14) 本件異議の申出人（申立人）の提出した証言者等及び当選人の父からの聴取事項について

ア 申立人は、本件異議の申出に際し、7名分の証言者名簿を町委員会に提出した。7名

23

はいずれも板柳町に住所がある。申立人は、証言者7名のうち6名とは接触がなく、利害関係人ではないと申し出ている。

イ 町委員会は、証言者7名のうち5名へ聞き取り調査を行い、2名は不在だったため同居する家族(妻)に聞き取りを行った。なお、証言者順は申立人の提出した名簿順とは異なる。

(ア) (証言者1) 11月前は見たことも会ったこともない。選挙が近くなってから見たことはある。そもそも選挙の時に初めて当選人のことがわかった。自宅にいないかきもわからない。白い軽トラックに乗っていることもわからない。11月から住んでいるのか、住んでいないかわからない。当選人の話は誰かにしたこともないし、聞いたこともない。今初めて聞いた。いないという話を聞いたこともない。そもそも当選人の父に息子さんと当選人がいることを知らない。近所付き合いもない。

(イ) (証言者2) 11月から2月には会ったことはない。当選人の父には会ったら話をすると。当選人の母の実家が岩木らしく、いつからいつまでいたのかもわからない。岩木にいてという噂は聞いたことがある。車がピシッと停まっているけど、注意して見たことはない。車がないって感じたことはあったかもしれない。住んでいたのか、住んでいなかったのかどつちかもわからない。当選人の母と当選人がよく岩木にいつているという話は聞いたことがあるが、それがいつからいつまでなのかはわからない。近所話ではないという噂は聞いたことはない。

(ウ) (証言者3) 令和4年の11月頃に水田の区画整理の関係で、当選人の父と当選人が放任園の伐採に協力してくれた時に目撃した。それ以降は気をつけて見ているわけではないので、見た記憶が無い。また、家の通りも違うので、はっきりわからない。離れているので付き合えない。誰の車かはわからないが、白い軽トラックが2台あるのは認識している。選挙後に自宅にアルファードが停まっているのを見るようになった。今まで見たことがなかったなので、無理やり置いているように見える。家族から岩木町に住んでいるという話を聞いていて、普段見かけないので住んでいないイメージのほうが強い。

(エ) (証言者4) 昔から深味に住んでいる。移住はしていない。選挙前の3か月もすれ違ったりしたので、深味にいたと思う。岩木には母方の祖父と祖母がいて、高齢なのでたまに見に行ったり泊まったりはあったと思うが、長期間泊まったことはないと思う。見張っているわけではないし、当選人の父の住居の方に行くことは少ないが、選挙前3か月も当選人の軽トラックやアルファードが当選人の父の住居に停まっているのを何回か見ているので、住んでいる。ナンバーも分かっている。岩木町に住んでいるという噂は選挙前に聞いたが、祖父達を見に行って数日泊まっているだけ。

(オ) (証言者5) 選挙では見たことはあるが、選挙前は、家の道路も違うし会ったことはない。住んでいないということは新聞報道で初めて知った。当選人の父の子供で当選人がいることは知っているが、深味にいないかきは全然わからない。

(カ) (証言者6) 当選人の父とは昔から付き合いがあり、去年の11月中旬ぐらい一緒に飲んだ時に、当選人がどこかから通つてくるがアパートでも借りてるのかと聞いたら、

当選人は愛宕にいと喋っていた。なぜ愛宕にいと聞いたら、妻の実家におじいちゃんとおばあちゃんしかいないため、何かあればダメなので当選人は愛宕に住んでいると聞いた。その前にもいないと喋っていた。2、3回は聞いていた。当選人の父がそう喋っていたため、私もそう思っていた。また、知り合いも当選人は住んでないと聞いたらしい。誰に聞いても当選人を見たという人はいない。実際、私も当選人の父の住居の前を通るが、雪かきをしているのを1回も見たことがない。また、今でも午後6時半から7時頃に当選人の父の住居の前を通るが、当選人の車が家に停まっていることがほぼない。軽トラックもないしアルファードもない。実際、当選人の父の住居から現場に出勤するのは見たことがない。また、兄弟が多くて部屋がないからいられないと思う。

(キ) (証言者7) 当選人を送ったことはないが、去年の11月末頃、当選人の父を板柳から愛宕へ送ったことはある。当選人の祖父の住居に到着すると車が停まってあり、その車は息子の車でここにいると言っていた。一緒に住んでないのかと聞いたら、うんと言っていた。当選人の父からその話を聞くまでは当選人の存在は知らなかったし、選挙に出て初めて当選人の父の息子だと知った。

ウ 町委員会は、証言者6と証言者7の証言を受けて、当選人の父へ聞き取り調査を行った。

(当選人の父) 当選人が当選人の祖父の住居に住んでいると喋った記憶はない。今あつちにいるとか、今ここにいるという言い方をしたと思う。それは当選人が頻繁に当選人の祖父の家の様子を見に行ったり手伝いをしに行ったりしていることから出た言葉であり、私達と一緒に住んでいることに間違いはない。

(15) 関係者からの再聴取事項について(申立て理由10 関係)

ア 「当選人の父が、当選人は愛宕に住んでいると話していた」と証言する者が複数いる点について、当委員会は、申立人の提出した証言者6及び証言者7に対し、当選人の父から話を聞いたときの状況やその時期について改めて聞き取り調査を行った。

(ア) (証言者6) 当選人の父とは昔から付き合いがある。当選人の父を含めて3、4人で飲んだ時、「当選人は、朝、家と反対の方向から通っているが、アパートでも借りているのか」と聞いたら、「家にはいるところはないし、家族も多いし、かか来た家にはいるんだ」と言った。その時は、当選人が独身だからなかったのだ、「かかって当選人の嫁か」と聞いたら、「自分の妻が出た愛宕から来ている」というので、「いないのか」と聞いたら、「いない」と答えた。自分の家は当選人の父の住居の近所で、毎日朝昼晩に当選人の父の住居の前を通るが、当選人がいるのをほとんど見たことがないし、車も見えないし、前にも当選人の父からそういう話を聞いていたので、愛宕にいといるのは、住んでいるということだと思った。この辺では、側溝の泥上げがあるが、当選人が参加しているのを見ない。雪片付けをしているのも見ない。当選人の父と話したのは、去年の暮れあたりで、その前にも1、2回、4〜5年前や一昨年あたりもそういう話を聞いている。去年は、当選人が選挙に出るといふ頃に、たまたま話した代行の人が、「ここに住んでない人も選挙に出られるんだ」と言ったので、なんで知ってる

のか聞いたら、愛宕に送ったことがあると言うことだったので、やっぱりここに住んでいないんだと思った。ほかに、当選人の近所の方や別な知人からも、当選人が住んでいないと聞いた。今も見ないし、車もほとんど見ない。選挙が近くなった頃、近所で亡くなった人がいて、当選人が通夜に来ていたようで、知り合いが、「選挙に出るっていうじゃないか」と聞いたら、「昨日の夜に家族会議をして腹を決めました」と言っていたらしい。当選人の父と飲んだのはその前の日あたり。通夜があったのは、当選人が選挙に出るとか出ないと言った頃なので、10月末か11月に入ってからだったか。代行は11月か12月の話で、暮れに入ってからだと思う。

イ (証言者7) 当選人の父は、自分の家が板柳にあるのに、その日に限って、夜12時過ぎ位の遅い時間に、「岩木まで」と言われた。なんで岩木が聞いたら、「奥さんの実家がある」と。着いたらいい車が停まっっていて、「すごくいい車あるね」と言ったら、「それ息子のだ」と。「え、息子ここにいるの」と聞いたら、「息子はここにいないんだ」と。「え、ここに住んでるの」と答えた。それで、「えー、ここにいないんだ」と思った。当選人の父に息子がいることはその時まで知らなかった。奥さんに何かがあつてここに来たんだなと思って、「ここに住んでるの」と聞いたら、「ここにずつといるんだ」と言っていた。それは10月か11月頃ではないか。雪はなかった。当選人の父のことは、その前も何度か深味に送ったことがある。選挙の頃に「今度出る工藤って誰なんだ」と話してた時、「それは当選人の父の息子だ」というので、「えっ出るの、出られるの」と話した。岩木には、ベルフアアアだったか、白い車があった。それと軽トラツクがあり、父の車ということだった。それで、「住んでるの」と聞いたら、「うんうん」と。その時は自分には関係ないし、何とも思わなかった。選挙の頃、当選人の父と当選人の2人を深味の家に乗せたことがあり、そのときに初めて当選人の顔を知った。

ロ 「当選人の父が、当選人は愛宕に住んでいると話していた」と証言する者が複数いる点について、当委員会は、当選人の父に対し、証言者6並びに証言者7と話をしたときの状況やその時期について改めて聞き取り調査を行った。なお、当選人の父への聴取は、当選人が不在の場で行った。

ハ (当選人の父) 証言者6との会話については、酒を飲んで席で、記憶がはっきりしないが、親子げんかをして、当選人がこの家にいたくないと岩木の方に1日か2日位、行っていたことがあった。たまたまその頃に、腹が立って「当選人はあつちに行ったんだ」と言ったかもしれない。「岩木に住んでいる」とは言っていない。住んでるのはここ(当選人の父の住居)だ。時期ははっきり記憶がないが、りんごもぎの頃なので、11月の前半くらいだと思う。おじいちゃんおばあちゃんしかあつちになくて、当選人が様子を見に行ってくれているので、自分の友達には「岩木によく行っているんだ」と言うことがあるが、お互いに酒も入っているだろうし、その人の受け取り方だと思う。証言者7との会話については、記憶がない。板柳で飲んだ後に岩木まで代行で帰ることは、年に数回ある。正月とお盆の年2回は、いつも自分の妻(当選人の母)や子供達が岩木に帰っているので、自分も合流して、あつちでまた飲んだりする。それ

以外の時期だと帰らない。彼岸のときもそういうことがあったかもしれないが、代行は使わないと思う。岩木で「こつちにいるの」と聞かれたときや、「一緒に住んでないの」と聞かれた時に、私が「うんうん」と喋った記憶はない。それは違うと思う。飲んで帰る時だからかなり酔っているとと思うので、なんかしゃべられて、「うんうん」と答えたか、それはわからない。その時、家族みんなで泊まっているのを、ここに住んでるんだろと向こうが思って喋ってたのか、それはわからない。自分の妻(当選人の母)も含めてみんな舅様の方に行ってしまったときは、自分の親と自分だけだと寂しいから私も行っている。当選人が一人で岩木にいる時には、わざわざ代行で岩木に帰ることはない。

(16) 関係者からの追加聴取事項について(申立て理由 11 関係)

ア 「当選人の父が、本件異議の申出の事実を知った後、周囲に対して、『息子が愛宕に住んでいると言ってしまうって失敗した。』と話しているのを、証言者7が開き及んでいる事実がある」という点について、当委員会は、証言者7に聞き取り調査を行った。

イ (証言者7) 当選人の父は、町のいろいろな人に、「息子は岩木に住んでいる」と話して、近所の噂になっていったようだ。当選人が選挙に出るとなつてからは、誰かから聞いてやばいと思ったのか、「そういうことは言っていない」と言っているようだ。今回、果の選管から話を聞きたいと連絡があつて、私は特に関係ないのになんかと思った。ロ 当委員会は、証言者6に対して、『「当選人が愛宕に住んでいると言ってしまうって失敗した」と当選人の父が言っていた」と誰かから聞いたことがあるかについて聞き取り調査を行った。

ハ (証言者6) そう言っていたのは申立人か。申立人が町委員会に異議申出をした時に、私と話したことが記憶にあるんだと思う。当選人の父が、「いらぬことをしゃべつたな」と言っていたのは、飲食店の人が聞いた。

ニ 当委員会は、当選人の父に対して、『当選人が愛宕に住んでいると言ってしまうって失敗した。』と誰かに話したことがあるかについて聞き取り調査を行った。なお、当選人の父への聴取は、当選人が不在の場で行った。

ヘ (当選人の父) それはない。なんで私がそんなことを言う必要があるのか。それは作り話だ。自分にしてみれば、こういうことになつて、えーつ、と驚いた。

2 判断

(1) 各住居における居住環境及び電気、水道等の使用量について

ア 当選人の父の住居は、当選人を除いても複数人が生活しており、設備の多くを家族が共用していることに加えて、本件期間は外気温が低下する時期でもあることから、電気・水道・ガスの使用量の多寡や月毎の増減の要因は複数考えられ、これらのデータをもって当選人個人が当選人の父の住居において生活していたかを特定することは困難である。

イ 同様に、当選人の祖父の住居は、当選人を除いても複数人が生活しており、設備の多くを家族が共用していることに加えて、本件期間は当選人の父母らが大人敷で泊まりに

来る農作業の時期や正月が含まれること、また、外気温が低下する時期でもあること等から、電気・水道・ガスの使用量の多寡や月毎の増減の要因は複数考えられ、これらのデータをもって当選人個人が当選人の祖父の住居において生活していたかを特定することは困難である。

ウ 例えは、当選人の父の住居における電気使用量は、令和5年12月分と比べて、正月を含む令和6年1月分が大きく増えているが、当選人の父の住居では前年度も同様の傾向がみられること、また、東北電力の令和3年度及び令和4年度の平均使用量においても12月に比べて1月が大幅に増加していることから、1月の使用量が増加することは、居住人数の増加以外でも、あり得るものである。

エ また、当選人の父の住居における水道使用量は、令和5年12月分と比べて令和6年2月分は6㎡増えているが、東京都水道局、徳島市上下水道課、愛知県多市都市整備課のホームページによると、蛇口の水を少しひねった場合は1分間で6リットルとなり、バスシャワー1杯分を上回る。凍結防止のために水道栓をひねる度合いは、通常水道を使用する場合よりも相当程度少ないと考えられるが、台所と風呂の水を24時間流しているれば、居住人数の増加以外でも、6㎡増加する場合はあり得るものである。

(2) 「当選人の父が、当選人は愛宕に住んでいると話していた」と証言する者が複数いることについて

ア 証言者6と当選人の父との会話について判断する。

(ア) 証言者6は、当選人の父の住居の近所に居住しており、当選人の父と昔から付き合いがあり、当選人の父と話をした時点で、当選人とも面識があった。

(イ) 証言者6の証言において、当選人の父は、「当選人は愛宕に住んでいる」と話したのではなく、「当選人は愛宕に居る」又は「当選人は（当選人の父の住居に）いない」というような表現をしている。証言者6は、当選人を普段ほとんど見かけないことや、前にも2回位当選人の父から同様の話を聞いていたこと等から、それを「当選人は愛宕に住んでいる」という意味であると受け止め、その後、知人等との会話を通じて、その認識を深めたことが窺える。また、会話の時期については、「去年の暮れ」、「選挙の近くになった頃」、「10月末か11月に入ってから」等と、本件期間内かどうかは判然としなかった。

(ウ) 一方、当選人の父の証言によると、記憶がはっきりしないが、親子げんかをして当選人が数日間岩木に行っていた時に、「当選人はあっちにいる」と証言者6に言ったかもしれないとのことである。ただし、当選人が住んでいるのは当選人の父の住居であり、当選人の祖父の住居に住んでいるとは言っていないと主張している。会話の時期については、「11月の前半くらい」と答えている。

(エ) 証言者6と当選人の父のやりとりは、話した側と聞いた側の認識にずれが生じていると考えられ、双方の証言内容を踏まえると、会話の時点で当選人が当選人の祖父の住居に滞在していた可能性を示すにとどまる。更に、酔っ払ってあまり記憶がないという当選人の父だけでなく、証言者6においてもその時期が明確でないことから、本

件証言をもって本件期間に当選人の生活の本拠が当選人の祖父の住居にあったとまでは言えない。

イ 証言者7と当選人の父との会話について判断する。

(ア) 証言者7は、当選人の父のことは当選人の父の住居に何度か送ったことがあっていたが、当選人の父を当選人の祖父の住居に送った時まで、息子である当選人の存在は知らなかった。

(イ) 証言者7の証言において、当選人の父は、「当選人は愛宕に住んでいる」と話したのではなく、証言者7が当選人の父を初めて愛宕に送った時に、当選人の車が停まっていたため、証言者7が、「ここにいるの」あるいは「ここに住んでいるの」と当選人の父に尋ねた時に、当選人の父は、「うん」あるいは「ここにずっといるんだ」と答えている。証言者7はそれを、「当選人の父には愛宕に住んでいる息子がいる」と受け止め、その後、知人等との会話を通じて、その認識を深めたことが窺える。また、会話の時期については、「10月か11月頃」、「雪はなかった」等と、本件期間かどうかは判然としなかった。

(ウ) 一方、当選人の父の証言によると、証言者7との会話は記憶にないが、酔っ払って何か言われて「うん」と答えたかもしれないとのことである。なお、当選人の父は板柳町で飲んだ後に岩木まで代行で帰ることが年に数回あり、それは当選人だけでなく、当選人の母や妹達も含めて岩木に泊まっているときに限られると主張している。

(エ) 証言者7と当選人の父のやりとりは、話した側と聞いた側の認識にずれが生じていると考えられ、双方の証言内容を踏まえると、会話の時点で当選人が当選人の祖父の住居に滞在していた可能性を示すにとどまる。更に、記憶がないという当選人の父だけでなく、証言者7においてもその時期が明確でないことから、本件証言をもって本件期間に当選人の生活の本拠が当選人の祖父の住居にあったとまでは言えない。

(3) 「当選人の父が、当選人が愛宕に住んでいると言ってしまったと失敗したと話している」と聞き及んだ者がいることについて

ア 申立人は、「当選人の父が、当該申立て（異議の申出）の事実を知った後、周囲に対して、『証言者6と証言者7に対して』息子が愛宕に住んでいると言ってしまったと失敗した。』と話しているのを、証言者7が聞き及んでいる事実がある」とし、これを「当選人の父が虚偽供述をしている証左である」と主張している。

イ 証言者7の証言は、「当選人の父は、町のいろいろな人に、『息子は岩木に住んでいる』と話して、近所の噂になつていったようだ。当選人が選挙に出るとなつてからは、誰かから聞いてやばいと思ったのか、『そういうことは言っていない』と言っているようだ。今回、県の選管から話を聞きたいと連絡があつて、私は特に関係ないのになんかと思つた。」というものである。証言者7は、「当選人の父が、息子は岩木に住んでいると話していることも、『当選人の父が、そういうことは言っていないと言っている』こと、噂話として聞いているだけで、自分自身は関係者ではないと認識していることが窺える。

ウ 証言者6にも聞き取りをしたところ、「そう言っていたのは申立人か。申立人が町委員会に異議申出をした時に、私と話したことが記憶にあるんだと思う。当選人の父が、『い

らないことをしゃべったな』と言っていたのは、飲食店の人から聞いた。」という証言が得られた。証言者6は、自分の話が申立人の主張につながった可能性を肯定しているが「いないこと」の具体的な内容は不明である。

エ 当選人の父は、「当選人の父が、当選人が愛宕に住んでいると言ってしまうと失敗したと話していた。」というのは作り話であると証言しており、「当選人が愛宕に住んでいると言った」こと自体を否定している。

オ 申立人が、「証言者7が聞き及んでいる事実がある」としているのは、「証言者6」のことであると推察されるが、証言者6の聞いていた話も知人からの伝聞であり、判断(2)と同様に、話した側と聞いた側の認識にずれが生じて伝わった可能性が否定できない。

カ 以上を踏まえると、「当選人の父が、当選人が愛宕に住んでいると言ってしまうと失敗したと話している」事実は確認できないことから、「当選人の父が虚偽供述をしている証左である」と断定はできないものである。

(4) 板柳町の住民の証言について

ア 板柳町の住民の証言は、申立人が提出した証言者を含めて、当選人は住んでいる、当選人は住んでいない、当選人が住んでいるかわからないという3つに大別される。

イ 当選人は住んでいると思うと証言したのは、当選人がアルファードと軽トラツククの2台を所有していることを知っていたり、当選人と話をしたことがある者である。

ウ 当選人は住んでいないと思うと証言したのは、当選人や当選人の車を普段見かけなかったり、当選人の家族からそのように聞いた者である。

エ 当選人が住んでいるかわからないと証言したのは、当選人と面識がない者や、当選人が住んでいないという噂を聞いたことがある者である。

オ 当選人は、月曜から土曜は朝早く仕事に出発し、夕方から夜に帰宅するという生活を送っていることから、当選人が板柳町に住んでいるとしても、板柳町の住民において、当選人のことを知らない、普段当選人を見かけない、当選人が住んでいるか分からないという証言があることは不自然ではない。

カ また、当選人はハイゼットとアルファードの2台の車を所有していること、当選人の父の住居においては、当選人の所有する2台を含めて6台の車があり、そのうち3台が白い軽トラツククであること、敷地内における車の駐車位置は決まっていること、当選人の車は敷地内ではなく会社の工場に駐車している場合があること等から、当選人が板柳町に住んでいるとしても、板柳町の住民において、当選人の車を普段見かけたことがない、当選人の車がいるかわからないという証言があることも不自然ではない。

キ 一方で、当選人の勤務している会社や工場が板柳町にあることから、当選人が板柳町に住んでいないとしても、板柳町の住民において、当選人とすれ違った、挨拶したという証言があることも不自然ではない。

ク なお、申立人が提出した証言者名簿にある7名の一部は、当選人が板柳町内に住んでいることを否定していない。町委員会は証言者のうち5名から直接話を聞いた一方、申立人が直接話を聞いたのは、証言者のうち1名である。この証言者名簿の作成過程は不

明であるが、判断(2)と同様、伝聞の過程で話が変容していた可能性がある。

ク 以上を踏まえると、板柳町の住民の証言をもって、当選人が当選人の父の住居に住んでいたか住んでいなかったかは判断できないものである。

コ なお、申立人は、本件期間に当選人の父の住居の居住人数が増加した可能性も挙げているが、そのような証言はなかった。

(5) 弘前市の住民の証言について

ア 当選人の祖父の住居の近隣住民の証言は、当選人が春や秋に祖父の農作業の手伝いをしていたり、当選人の車がたまに停まっているのを見たことがあるというものはあるが、当選人が住んでいるという証言は1つもなかった。

イ また、当選人の祖父の住居の近隣住民からは、板柳町の住民のように、当選人が車を2台所有していることを知っているという証言や当選人と話をしたことがあるという証言はなかった。

ウ 更に、当選人はハイゼットとアルファードの2台を所有し、ほぼ毎日ハイゼットを仕事に使用している。当選人の祖父の住居には敷地内に十分な駐車場があることから、当選人が当選人の祖父の住居に居住している場合、アルファードは普段は当選人の祖父の住居に駐車しているのが自然と考えられるが、当選人の祖父の住居の近隣住民からは、当選人のアルファードが普段から停まっているという証言はなかった。

エ 申立人は、当選人の祖父の住居の周辺環境を考慮するべきとしているが、当選人の祖父の近隣住民は、当選人の祖父と会えば話をする等の交流があること、当選人が農作業の手伝いをしているのを見かけることがあること等から、証言が得られない環境ではない。

オ 以上を踏まえると、弘前市の近隣住民の証言をもって、当選人が当選人の祖父の住居に住んでいたとは判断できない一方、当選人が当選人の祖父の住居に居住していなかったことは推察される。

カ なお、申立人は、本件期間に当選人の祖父の住居の居住人数が減少した可能性も挙げているが、そのような証言はなかった。

(6) 原決定又は弁明に対する申立人の反論について

ア 原決定で用いたデータに錯誤があるとした主張について

(ア) 反論 (1) エのうち、最新データがある令和4年度を使うべきとの主張については一定の合理性がある。ただし、令和3年度と令和4年度の平均電気使用量は大きく異なっており、当選人の父の住居の令和5年度の電気使用量は、「令和3年度の平均と比較すると少ないが、令和4年度の平均と比較すると多い」という評価になること、また、いずれの平均電気使用量も、「5人以上世帯」のものであり、当選人を除いても6人が生活している当選人の父の住居の令和5年度の電気使用量は単純に比較できないことから、令和3年度の平均電気使用量のデータを比較に用いた町委員会の原決定に錯誤があるとは言えない。

(イ) 反論 (9) について、申立人が主張するデータは世帯人数別ではなく、当該資料には「2人以下世帯の青森県値」は掲載されていないこと、当選人の父の住居の方では



7人以上世帯の全国平均値を使用していることから、当選人の祖父の住居について2人世帯の全国平均値を比較に用いた町委員会の原決定に錯誤があるとまでは言えない。  
イ 弁明が整合性を欠いているとした主張について

(ア) 反論 (1) イについて、「年末年始」と「1月1日から3日」は必ずしも同じ期間を指すものではなく、当選人、父母、妹2人がいる場所は当選人の父の住居と当選人の祖父の住居のいずれかに限られるものではないため、当該記載をもって町委員会の弁明が全体として整合性を欠くとまでは言えない。

(イ) 反論 (7) アについて、「正月」と「年末年始」は必ずしも同じ期間を指すものではなく、当選人、父母、妹2人がいる場所は当選人の父の住居と当選人の祖父の住居のいずれかに限られるものではないため、当該記載をもって町委員会の弁明が全体として整合性を欠くとまでは言えない。

(7) 本件期間における当選人の行動について

ア 本件期間における当選人の行動をまとめた別表によると、当選人は、現場が青森市や弘前市の場合でも、板柳町で車の給油をしている。

イ 特に、令和5年11月23日、24日、25日は弘前市での仕事が続いているが、その2日目の11月24日の夕方に板柳町で給油している。当選人が弘前市の当選人の祖父宅に居住していたと仮定すると、翌25日の現場も弘前市であることから、弘前市内で給油を行うのが最も自然であると考えられる。給油のために夕方に板柳町に移動し、再び弘前市に戻ることには合理性はなく、板柳町の当選人の父の住居に居住していたと判断するのが最も合理的である。

ウ また、令和5年12月上旬は、当選人がほぼ毎日青森市(筒井)の現場で勤務していたことを踏まえ、証拠書類中の当選人の行動(立寄先)、ハイゼットの給油量及び給油場所から、当選人の居住地を考察する。

①ハイゼットの実燃費(算定値) 13.30km

※一般社団法人日本自動車工業会作成資料によると、実走行燃費について、「日本の全車平均ではJC08モード燃費よりおよそ2〜3割低くなっている場合が多い」と記載されていること、また、本件期間は日没が早く、暖房を使用する機会が多いと考えられることから、諸元表による燃費(JC08モード) 19.0km/ℓの70%で実燃費を算定

②給油状況(12月2日(土)〜12月11日(月))

- ・12月2日(土)：板柳町辻で給油(7時54分。18.99ℓ)
- ・12月6日(水)：板柳町辻で給油(16時15分。17.34ℓ)
- ・12月11日(月)：弘前市小比内で給油(14時21分。17.97ℓ)

③12月2日(土)〜12月6日(水)の立寄先と移動距離

- (a) ハイゼットの実燃費と給油量から算定した走行距離 約230.6km  
実燃費 13.30km/ℓ×12月6日の給油量 17.34ℓ
- (b) 当選人の父の住居に居住していた場合の移動距離 約208km以上  
(各地点間の距離はNAVITIMEによる。以下同。)

(c) 当選人の祖父の住居に居住していた場合の移動距離 約246km以上

日付	立寄先と移動距離	距離計
12月2日(土)	・父宅〜給油場所(2.7km) ※対象外 ・給油場所〜青森市〜父宅(36km+34km)	70km
12月3日(日)	・父宅〜青森市〜父宅(34km+34km)	68km
12月4日(月)	・父宅〜(板柳町)〜父宅	(不明)
12月5日(火)	(不明)	(不明)
12月6日(水)	・父宅〜青森市〜給油場所(34km+36km) ・給油場所〜父宅(2.7km) ※対象外	70km
期間計		208km以上

(d) 当選人の祖父の住居に居住していた場合の移動距離 (c) は、実燃費と給油量から推計した走行距離 (a) を超えることから、当選人は、当選人の祖父宅(弘前市)には居住していないと推定される。

④12月6日(水)〜12月11日(月)の立寄先と移動距離

(a) ハイゼットの実燃費と給油量から算定した走行距離 約239km  
実燃費 13.30km/ℓ×12月11日の給油量 17.97ℓ

日付	立寄先と移動距離	距離計
12月2日(土)	・祖父宅〜給油場所(12.8km) ※対象外 ・給油場所〜青森市〜祖父宅(36km+43.5km)	79.5km
12月3日(日)	・祖父宅〜青森市〜祖父宅(43.5km+43.5km)	87km
12月4日(月)	・祖父宅〜(板柳町)〜祖父宅	(不明)
12月5日(火)	(不明)	(不明)
12月6日(水)	・祖父宅〜青森市〜給油場所(43.5km+36km) ・給油場所〜祖父宅(12.8km) ※対象外	79.5km
期間計		246.0km以上

(b) 当選人の父の住居に居住していた場合の移動距離 約222.9km以上

日付	立寄先と移動距離	距離計
12月6日(水)	・青森市〜給油場所(34km) ※対象外 ・給油場所〜父宅(2.7km)	2.7km
12月7日(木)	・父宅〜青森市〜父宅(34km+34km)	68km
12月8日(金)	・父宅〜青森市〜父宅(34km+34km)	68km
12月9日(土)	・父宅〜青森市〜父宅(34km+34km)	68km
12月10日(日)	(不明)	(不明)
12月11日(月)	・父宅〜給油場所(16.2km) ※対象外 ・給油場所〜父宅(16.2km)	16.2km
期間計		222.9km以上

(c) 当選人の祖父の住居に居住していた場合の移動距離 約285km以上

日付	立寄先と移動距離	距離計
12月6日(水)	・青森市〜給油場所(36km) ※対象外 ・給油場所〜祖父宅(12.8km)	12.8km
12月7日(木)	・祖父宅〜青森市〜祖父宅(43.5km+43.5km)	87km
12月8日(金)	・祖父宅〜青森市〜祖父宅(43.5km+43.5km)	87km
12月9日(土)	・祖父宅〜青森市〜祖父宅(43.5km+43.5km)	87km
12月10日(日)	(不明)	(不明)

12月11日 (月)	・祖父宅～給油場所 (11.2km) ・給油場所～祖父宅 (11.2km) ※対象外	11.2km
期間計		285km以上

(d) 当選人の祖父の住居に居住していたとした場合の移動距離 (c) は、実燃費と給油量から推計した走行距離 (a) を超えることから、当選人は、当選人の祖父宅 (弘前市) には居住していないと推認される。

(8) 当選人の生活の本拠について

ア 当選人の父の住居及び当選人の祖父の住居のいずれも、当選人を除いても複数人が生活しており、設備の多くを共用していることや、冬場にかけて外気温が低下する時期であることから、電気・水道・ガスの使用量の多寡や月毎の増減の要因は複数考えられ、これらのデータをもって当選人個人がいずれの住居で生活していたかを特定することは困難である。

イ 「当選人の父が、当選人は愛宕に住んでいると話していた」と証言する者が複数いるという点について、当該証言者2名及び当選人の父に改めて当時の会話の状況や時期の聞き取りをした結果、いずれも話した側と聞いた側の認識にずれが生じていると考えられ、会話の時点で当選人が当選人の祖父の住居に滞在していた可能性を示すにとどまるものであった。更にその時期も判然としないことから、本件期間に当選人の生活の本拠が当選人の祖父の住居にあったことを示すものとは言えない。

ウ 板柳町の住民の証言は、申立人が提出した証言者を含めて、当選人は住んでいる、当選人は住んでいない、当選人が住んでいるかわからないという3つに大別され、当選人の居住の有無を判断できなかった一方、弘前市の住民の証言には、当選人の居住を示すものはなく、当選人が当選人の祖父の住居には居住していなかったと推認される。なお、いずれの近隣住民からも、本件期間に両住居の居住人数の増減があったという証言はなかった。

エ 本件期間における当選人の行動や車の給油状況等から考察すると、当選人は当選人の祖父の住居には居住していなかったと判断するのが最も合理的である。

オ ATMの利用場所や車の給油場所など、当選人個人の行動に係る証拠書類からは、本件期間を通じて板柳町が当選人の生活の本拠となっていると判断される。

カ 各住居の実態や近隣住民の証言と照らし合わせても、当選人は当選人の父の住居において生活しており、当選人の祖父の住居には年間7日間から10日間ほど寝泊まりすることがあるという当選人の説明には特段の矛盾がなく、これを否定する事情は見当たらない。

キ 当選人の行動記録、ATMの利用場所、車の給油場所、板柳町及び弘前市の住民の証言のいずれも、個々の証拠物には当選人の生活の本拠が弘前市にあったことを示すものはなく、それらを組み合わせて総合的に検討した場合、本件期間における当選人の生活の本拠は板柳町の当選人の父の住居にあったと判断される。

(9) まとめ

以上により、当選人は、令和6年2月18日の時点で引き続き3か月以上、当選人の父の

住居を生活の本拠としており、板柳町の区域内に住所を有していたと認められるので、本件選挙の被選挙権を有している。

第4 結論

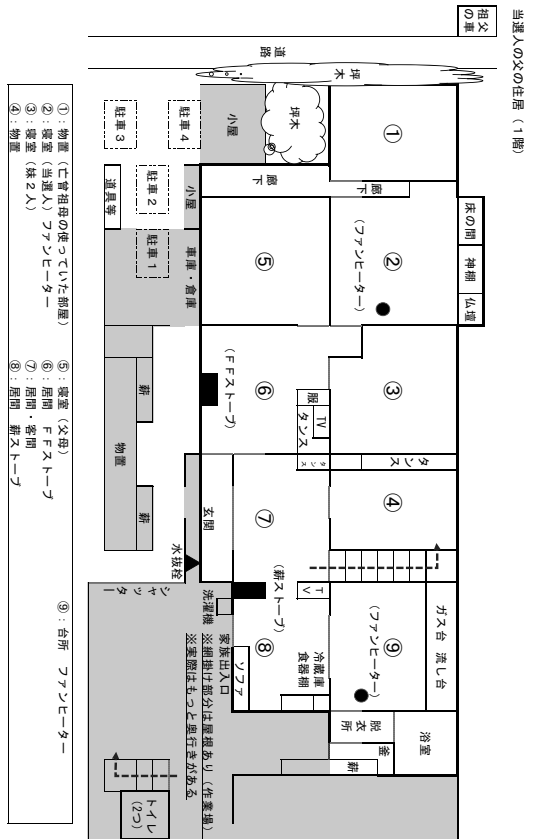
以上によれば、申立人の本件審査の申立てには理由がない。よって、当委員会は主文のとおり裁決する。

令和7年1月27日

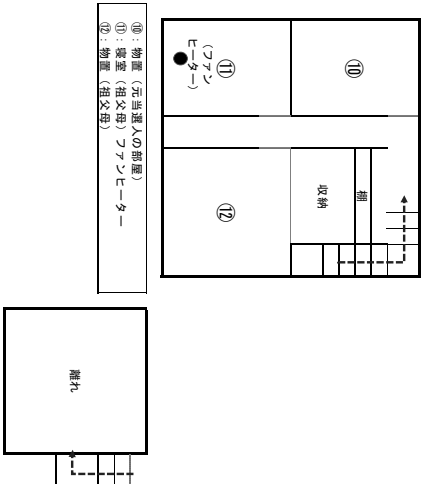
青森県選挙管理委員会  
委員長 畑 井 義 徳

法第207条の規定により、この裁決に不服のあるときは、当委員会を被告として（青森県選挙管理委員会委員長が被告の代表者となります。）、この裁決書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から30日以内に、仙台高等裁判所に訴訟を提起することができます。

(別紙) 当選人の父の住居の見取り図



当選人の父の住居（2階）



(別表) 当選人の行動内容等

※●●は発注者等の固有名称、車の「ハ」はハイゼット、「ア」はアルファード

年月日	当選人の説明等	外泊	母のカレンダー	ATM	ガソリン給油	
					時間	場所
令和5年						
11月1日(水)	板柳のりんごの作業		畑			
11月2日(木)	板柳のりんごの作業		畑	板柳		
11月3日(金)	弘前の現場		●●(大学病院)			
11月4日(土)	板柳のりんごの作業		深味リンゴ			
11月5日(日)			休み		11:10	板柳
11月6日(月)	板柳のりんごの作業		畑			
11月7日(火)	板柳のりんごの作業		畑			
11月8日(水)	板柳の現場		●●(板柳)			
11月9日(木)			休み			
11月10日(金)	弘前でりんご収穫		あだご?			
11月11日(土)	弘前でりんご収穫		あだご			
11月12日(日)	弘前でりんご収穫	弘前	あだごリンゴ		16:19	弘前
11月13日(月)			休み			
11月14日(火)			休み			
11月15日(水)	青森の現場		●●(青森)			
11月16日(木)	りんごを弘前から工場へ運搬		リンゴ運び			
11月17日(金)	〃、板柳の市場へ出荷		リンゴ運び		13:44	板柳
11月18日(土)	〃、板柳の市場へ出荷		〃			
11月19日(日)	工場でりんごの選果		リンゴ			
11月20日(月)	〃		リンゴ		15:25	板柳
11月21日(火)	〃		リンゴ			
11月22日(水)	板柳の市場へ出荷		●●			
11月23日(木)	弘前の現場		グラブド(●●)			
11月24日(金)	弘前の現場		大学		16:59	板柳
11月25日(土)	弘前の現場、終了後に青森へ		午前ゆう導、午後青森			
11月26日(日)			休み	板柳		
11月27日(月)	りんごの作業		箱運び	板柳		
11月28日(火)	りんごの作業		〃	不明		
11月29日(水)						
11月30日(木)						
12月1日(金)	青森の現場		青森●●と			
12月2日(土)	〃		●●青森		7:54	板柳
12月3日(日)	〃		青森 柱建て			
12月4日(月)	板柳の現場		●●板柳			
12月5日(火)	青森の現場		●●			
12月6日(水)	〃		青森		16:15	板柳
12月7日(木)	〃		青森			

年月日	当選人の説明等	外泊	母のカレンダー	ATM	ガソリン給油	
					時間	場所 車
12月8日(金)	〃					
12月9日(土)	〃		青森			
12月10日(日)						
12月11日(月)			家		14:21	弘前 ハ
12月12日(火)			家			
12月13日(水)			家			
12月14日(木)	板柳の現場		●小屋加工			
12月15日(金)			家			
12月16日(土)			休			
12月17日(日)	選挙写真撮影					
12月18日(月)			?			
12月19日(火)	後援会設立届		?			
12月20日(水)			?			
12月21日(木)	板柳の現場		●●			
12月22日(金)	〃、立候補予定者説明会出席		〃			
12月23日(土)	板柳の現場		●●、帰って来た			
12月24日(日)						
12月25日(月)	板柳の現場		●●			
12月26日(火)	〃		●●4時まで	板柳		
12月27日(水)	〃		〃	板柳	13:34	板柳 ハ
12月28日(木)	〃		〃			
12月29日(金)				不明		
12月30日(土)						
12月31日(日)						
令和6年						
1月1日(月)	夕方弘前へ	弘前				
1月2日(火)	弘前で過ごす	弘前				
1月3日(水)	夕方板柳で互礼会出席					
1月4日(木)	以降、選挙準備					
1月5日(金)						
1月6日(土)						
1月7日(日)						
1月8日(月)					9:47	板柳 ハ
1月9日(火)						
1月10日(水)						
1月11日(木)						
1月12日(金)						
1月13日(土)						
1月14日(日)					14:58	板柳 ハ
1月15日(月)						
1月16日(火)						
1月17日(水)						

年月日	当選人の説明等	外泊	母のカレンダー	ATM	ガソリン給油	
					時間	場所 車
1月18日(木)						
1月19日(金)						
1月20日(土)						
1月21日(日)						
1月22日(月)					10:23	板柳 ハ
1月23日(火)						
1月24日(水)						
1月25日(木)						
1月26日(金)						
1月27日(土)						
1月28日(日)						
1月29日(月)				板柳	11:35	板柳 ハ
1月30日(火)						
1月31日(水)						
2月1日(木)						
2月2日(金)						
2月3日(土)						
2月4日(日)						
2月5日(月)						
2月6日(火)					13:41	板柳 ハ
2月7日(水)						
2月8日(木)						
2月9日(金)						
2月10日(土)						
2月11日(日)						
2月12日(月)						
2月13日(火)	<参考>選挙告示日					
2月14日(水)						
2月15日(木)						
2月16日(金)						
2月17日(土)						
2月18日(日)	<参考>選挙期日				14:29	板柳 ハ
2月19日(月)						

(発行人・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十八円九十銭	